

対応事項	【事例】具体的な施工条件などへの対応事例
<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他 理由:</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする</p>	<p>(1)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土 20万㎡&lt;V ・盛土 15万㎡&lt;V ・護岸、築堤工 10m &lt;H</li> <li>・浚渫工 100万㎡&lt;V ・トンネル(シールド) 8m &lt;φ</li> <li>・樋門、樋管 15㎡&lt;A ・揚排水機場 2000mm &lt;φ</li> <li>・堰、水門 最大径間長25m以上、径間数3径間以上又は扉体面積50㎡&lt;A</li> <li>・トンネル(開削工法) 20m &lt;H ・トンネル(NATM)内空断面積 100㎡&lt;A</li> <li>・トンネル(沈埋工法) 300㎡&lt;A</li> <li>・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤または岸壁 水深 10m &lt;H</li> <li>・地滑り防止工 100m &lt;W または 150m &lt;L ・流路工 500㎡&lt;Q</li> <li>・砂防ダム、治山ダム 15m &lt;H ・ダム高 150m &lt;H</li> <li>・転流トンネル 400㎡&lt;S ・橋梁下部工 高さ 30m &lt;H</li> <li>・橋梁上部工 最大支間長 100m &lt;L ・魚礁沈設工 水深220m ≤ H</li> <li>・海上盛砂工 2万㎡&lt;V ・治山山腹工 150m &lt;L ・林道土工 1万㎡&lt;V</li> </ul> <p>(2)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事</li> <li>・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事、又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事</li> <li>・供用中の道路トンネルの拡幅工事</li> </ul> <p>(3)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、構造物の規模、形状以外の難しさへの対応が特に必要な工事</li> <li>・地山強度、又は土被が少ないため、FEM解析などの検討が必要な工事</li> </ul>
<p>II 都市部等の作業環境、社会条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他 理由:</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする</p>	<p>都市部等とは、人口集中地区(DID地区)や住宅街をいう。※都市部以外の工事も条件に合致すれば評価する。</p> <p>(4)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事</li> <li>・市街地等家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事</li> <li>・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</li> </ul> <p>(5)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事</li> <li>・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事</li> <li>・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事</li> </ul> <p>(6)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地での夜間工事</li> <li>・市街地等での、騒音・振動により住民、家屋等に影響を及ぼす建設機械等を使用した工事</li> </ul> <p>(7)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事</li> <li>・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事</li> </ul> <p>(8)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事</li> </ul> <p>(9)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業現場が広範囲に分布している工事</li> </ul> <p>(10)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など、施工に制約を受けた工事</li> <li>・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事</li> </ul>
<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 その他 理由:</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする</p> <p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16 12ヵ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</p> <p><input type="checkbox"/> 17 その他 理由:</p> <p>※上記の対応事項が1つ以上あれば4点の加点とする</p>	<p>(11)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川内の橋脚工事等で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め等が必要な工事</li> <li>・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の1本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事</li> <li>・施工不可能日数が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事</li> </ul> <p>(12)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪などの影響で不稼働日が多く、おもに作業船や台船を使用する工事</li> <li>・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事</li> </ul> <p>(13)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</li> <li>・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。</li> </ul> <p>(14)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</li> </ul> <p>(15)について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事</li> <li>・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事</li> </ul>
<p>評点: 点</p> <p>※1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。「5. 創意工夫」との2重評価は行わない</p> <p>※2. 評価に当たっては、請負業者からの報告及び他の工事監督員の意見も参考に評価する</p>	

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

工夫事項	
■ 施 工 関 係	<input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫 <input type="checkbox"/> 土工・地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 照明等の視界の確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械などに関する工夫 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 <input type="checkbox"/> ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 <input type="checkbox"/> その他 理由: ※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目1点の加点とする
■ 品 質 関 係	<input type="checkbox"/> 土工、設備、電器の品質向上に関する工夫 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由: ※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目1点の加点とする
■ 安 全 衛 生 関 係	<input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場など) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等(リスクアセスメントの実施を含む)に関する工夫 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫 <input type="checkbox"/> その他 理由: ※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目1点の加点とする
■ 評 点	※特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※ 加点は+9点～0点の範囲 ※該当キーワード数の数と重みを勘案して評価する。(1項目1点を目安とする。)

- ※1 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する  
評価は「4. 工事特性」「6. 社会性等」との2重評価はしない。
- ※2 詳細評価は他の工事監督員の意見を徴収し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
- ※3 評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
- ※4 次に示す事項は、当然実施されるものと判断し評価はしない。ただし、さらに工夫を加え  
効果が確認されれば評価する。
  - (1) 関係諸法令に規定されている事項
  - (2) 関係機関との打ち合わせ及び許可条件等
  - (3) 公共機関や団体が推進している事項
  - (4) 設計図書・施工管理基準等に記載されている事項
  - (5) 設計変更により発生した事項
  - (6) 一般常識的な事項(社会通念上、一般的と考えられる内容)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

社会性等に関する事項	
■ 地 域 へ の 貢 献 等	<input type="checkbox"/> 「ゼロカーボン」に関して積極的に取り組んだ。
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮や環境保全(「ゼロカーボン」の取組を除く)に関して積極的に取り組んだ。
	<input type="checkbox"/> 地域の資材の活用に関して積極的に取り組んだ。
	<input type="checkbox"/> 地域のとの積極的なコミュニケーションを図った。
	<input type="checkbox"/> 災害時等において、地域の支援又は救援活動への積極的な協力を行った。
	<input type="checkbox"/> その他 理由:
評点	※ 特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ※ 加点は+4点~0点の範囲 1項目1点を目安とする

- ※1 当該工事の施工に関わっている者や当該工事で使用している作業機械で行ったものを対象とする。
- ※2 金品や物品の寄付行為は対象としない。ただし、災害時での物品の提供は対象とする。
- ※3 上記の考査項目の他に評価に値する事例があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。  
評価は「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
- ※4 詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
- ※5 評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
- ※6 社会性等は、工期内に工事個所及び工事施工に係る範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。  
 ・工場制作のみの工事の場合は、工場周辺の範囲を対象とする。  
 ・現場が複数ある場合は、各々の箇所での取組を評価する。  
 ・複数の工事で合同して行った取組は、各々の工事で評価する。
- ※7 イメージアップ経費を用いた取組は評価しない。

## 法令遵守等の該当項目一覧表

措置内容	点数
<input type="checkbox"/> 1.指名停止 3ヶ月以上	-20点
<input type="checkbox"/> 2.指名停止 2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
<input type="checkbox"/> 3.指名停止 1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
<input type="checkbox"/> 4.指名停止 2週間以上1ヶ月未満	-10点
<input type="checkbox"/> 5.文書注意	-8点
<input type="checkbox"/> 6.口頭注意	-5点
<input type="checkbox"/> 7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点

 項目該当なし

① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

## 【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反等)
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. その他 理由

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

その他		
措置内容		
■ そ の 他		
評点		

※ その他の評価は、各工事の契約における減点の措置に適用する  
 (例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー)